

資料2

諮問対象となっている営業区域

都道府県	営業区域	営業区域の範囲
東京	南多摩交通圏	八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市
千葉	京葉交通圏	市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市及び浦安市
	<small>とうかつ</small> 東葛交通圏	松戸市、柏市、流山市、野田市及び我孫子市
	千葉交通圏	千葉市及び四街道市
埼玉	県南中央交通圏	川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡伊奈町
栃木	宇都宮交通圏	宇都宮市、鹿沼市、下野市、栃木市（ただし、平成23年10月1日に編入された旧上都賀郡西方町の区域に限る。）、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町
富山	富山交通圏	富山市

特定地域一覧(平成28年4月27日現在 19地域)

都道府県	営業区域	指定期間	
北海道	札幌交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
宮城	仙台市	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
秋田	秋田交通圏	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
神奈川	京浜交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
新潟	新潟交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
石川	金沢交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
長野	長野交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
大阪	大阪市域交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
奈良	奈良市域交通圏	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
兵庫	神戸市域交通圏	平成27年9月1日から	平成30年8月31日まで
広島	広島交通圏	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
岡山	倉敷交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
福岡	福岡交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
	北九州交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
長崎	長崎交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
熊本	熊本交通圏	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
大分	大分市	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
宮崎	宮崎交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
鹿児島	鹿児島市	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで

※ 全国の営業区域の総数 638地域